第三十八条の十六第十六項中「第八十二条の二第二項第一号イ」を「第八十二条の三第二項第一号イ」に、「第八十二条の二第四項第一号イ」を「第八十二条の三第四項第一号イ」に、「第八十二条の二第二項第四号イ」を「第八十二条の三第二項第四号イ」に、「第八十二条の二第四項第四号イ」を「第八十二条の三第四項第四号イ」に、「並びに」を「中「無国籍構成会社等」とあるのは「無国籍共同支配会社等」と、同項第五号中「第八十二条の三第六項」とあるのは「第八十二条の三第十三項において準用する同条第六項」と、「無国籍共同支配会社等」と、「第八十二条の十九第二項第一号イ」とあるのは「第八十二条の十九第五項第一号イ」と、」に改め、同条第二十四項中「第三十八条の二十八第九項第一号」を「第三十八条の二十八第二十九項第一号」に改める。

第三十八条の十八中「若しくは」を「、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税若しくは各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税又は」に、「これに」を「これらに」に改め、「、自国内最低課税額に係る税又は令第百五十五条の三十四第二項第三号（対象租税の範囲）に掲げる税」を削る。

第三十八条の二十の二第二項第二号中「その所有持分を有する当該他の会社等」を「当該構成会社等」に、「その構成員の収入等として取り扱われ」を「当該対象導管会社等の構成員の収入等として取り扱われ」に、「その所有持分を有する当該構成会社等の所在する国又は地域の租税に関する」を「当該」に改め、同項第三号中「その所有持分を有する介在会社等の所在する国又は地域の租税に関する法令においてその」を「当該構成会社等の所在する国又は地域の租税に関する法令において当該対象導管会社等の」に、「その所有持分を有する他の介在会社等の所在する国又は地域の租税に関する法令においてその構成員の収入等と、介在会社等の収入等がその所有持分を有する当該他の会社等の所在する国又は地域の租税に関する」及び「その所有持分を有する当該構成会社等の所在する国又は地域の租税に関する」を「当該」に改める。

第三十八条の二十三の次に次の一条を加える。

（恒久的施設等を有する構成会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）

第三十八条の二十三の二　令第百五十五条の三十第一項第一号（恒久的施設等を有する構成会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する財務省令で定める金額は、同号の構成会社等の所在地国の租税に関する法令の規定により同号の恒久的施設等に帰せられる損失の金額のうち当該構成会社等の同号の対象会計年度に係る所得（その源泉が当該所在地国にあるものに限る。）の金額から減算される金額に相当する金額として当該法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額とする。

第三十八条の二十六第三項中「第三十八条の二十九第二十項」を「第三十八条の二十九第十九項」に改める。

第三十八条の二十七第三項第一号中「いう。」の下に「次条第四項及び」を加える。

第三十八条の二十八第三項第一号中「いう。」の下に「に被配分繰延対象租税額を加算した金額」を加え、同号イ中「この項、第五項及び第六項」及び「この項、次項及び第六項」を「この条」に、「及び第五項」を「、次項第六号及び第十一項各号」に改め、同号ニ中「第十項」を「第三十項」に改め、同号リ中「地域」の下に「の租税に関する法令」を加え、「第五項」を「第十一項各号」に改め、同号ヲ⑴㈢中「第百五十五条の三十五第二項第一号」を「第百五十五条の三十五第三項」に、「となつた」を「又は被配分繰延対象租税額とされた」に改め、同号ヲ⑵㈢中「となつた」を「又は被配分繰延対象租税額とされた」に改め、同項第二号イ中「支払われた」を「取り崩された」に改め、同号ロ中「次項」を「第二十項又は第二十一項」に、「支払われた」を「取り崩された」に改め、同号ハ中「再計算国別調整後対象租税額」の下に「若しくは令第百五十五条の六十四第二項第三号イ（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）（令第百五十五条の七十三第一項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）において準用する場合を含む。）に規定する再計算国内グループ調整後対象租税額」を加え、「第三十八条の三十二第一項第二号」を「第三十八条の三十二第二項」に改め、「第三十八条の三十七第一項（共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）」の下に「又は第三十八条の五十七第一項（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）若しくは第三十八条の六十二第一項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）」を加え、「第三十八条の三十五第二項」を「第三十八条の三十五第一項第二号」に、「又は」を「、」に規定する取戻繰延税金負債のうち」を「第十二項において同じ。）において準用する第三十八条の三十二第二項に規定する取戻繰延税金負債のうち」に、「支払われた」を「取り崩された」に改め、同項第三号ハ⑴から⑼まで以外の部分を次のように改める。

特定取戻繰延税金負債に相当する金額（次に掲げる金額に係る部分の金額を除く。）

第三十八条の二十八第四項及び第五項を次のように改める。

4　前項第一号に規定する被配分繰延対象租税額とは、各対象会計年度における構成会社等又は共同支配会社等の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該対象会計年度に係る当該各号に定める金額をいう。

一　構成会社等又は共同支配会社等が恒久的施設等である場合　当該対象会計年度に係るイに掲げる金額からロに掲げる金額を減算した金額

イ　当該恒久的施設等を有する構成会社等又は共同支配会社等の配分可能繰延対象租税額（構成会社等又は共同支配会社等の前項第一号（ハに係る部分に限る。）の規定を適用しないで計算した場合における令第百五十五条の三十五第一項第二号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額（前項第一号に規定する調整後法人税等調整額に係る部分の金額に限る。）をいう。以下この項及び第二十三項において同じ。）（当該恒久的施設等を有する構成会社等又は共同支配会社等がその所在地国において外国税額控除等の適用を受ける場合には、その適用がないものとして計算した場合の配分可能繰延対象租税額）のうち当該恒久的施設等の所得の金額に係る部分の金額（当該金額に当該恒久的施設等の個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る部分の金額がある場合には、当該金額を減算した金額）として当該恒久的施設等を有する構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

ロ　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

⑴　当該対象会計年度後のいずれかの対象会計年度において、当該構成会社等又は共同支配会社等がその所在地国においてイに掲げる金額に係る外国税額控除等の適用を受けることが見込まれる場合　その適用を受けることが見込まれる金額として当該構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

⑵　当該対象会計年度において、当該構成会社等又は共同支配会社等がその所在地国においてイに掲げる金額に係る外国税額控除等の適用を受ける場合　零から、その適用を受ける金額のうちイに掲げる金額に係る部分の金額として当該構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額を減算した金額

二　構成会社等又は共同支配会社等が令第百五十五条の十六第十四項（第二号に係る部分に限る。）（当期純損益金額）の規定の適用を受ける場合　当該対象会計年度に係る同号の対象導管会社等の配分可能繰延対象租税額（当該対象導管会社等に係る第四号に定める金額がある場合には、当該金額を加算した金額）に当該構成会社等又は共同支配会社等の当該対象導管会社等に係る同項第一号の合計割合を乗じて計算した金額（当該金額に当該構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る部分の金額がある場合には、当該金額を減算した金額）